

## 葉栗連区地域づくり協議会会則（案）

## 第2章 組織

## （組織）

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及びその経験者等で組織する。

2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。

## 別表（第5条関係）

## 【新】

一宮市社会福祉協議会葉栗支会	葉栗連区児童育成協議会
葉栗連区町会長会	一宮市AV技術者の会葉栗支部
葉栗連区民生児童委員協議会	葉栗小学校
葉栗公民館	葉栗北小学校
葉栗商工発展会	葉栗中学校
葉栗連区老人クラブ連合会	葉栗小学校PTA
葉栗連区防犯委員会	葉栗北小学校PTA
葉栗連区交通安全会	葉栗中学校PTA
葉栗北部消防団	葉栗連区学校外活動推進委員会
葉栗南部消防団	葉栗連区遺族会
葉栗連区自主防災会推進連絡協議会	葉栗連区保護司会
葉栗連区資源回収推進協議会	一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会葉栗支部
葉栗連区廃棄物減量等推進員会	葉栗児童館
人権擁護委員	葉栗北児童クラブ
光明寺サクラを守る会	葉栗防犯パトロール隊

合計 30の各種団体

## 付 則

令和7年3月28日改正（第5表別表 団体解散及び新団体設立に伴う改正）

解散団体名 葉栗連区防災推進協議会

〃 葉栗連区自主防災会連絡協議会

設立団体名 葉栗連区自主防災推進連絡協議会

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

## 葉栗連区地域づくり協議会会則

### 第2章 組織

#### (組織)

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及びその経験者等で組織する。

2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。

#### 別表（第5条関係）

#### 【旧】

一宮市社会福祉協議会葉栗支会	葉栗連区児童育成協議会
葉栗連区町会長会	一宮市AV技術者の会葉栗支部
葉栗連区民生児童委員協議会	葉栗小学校
葉栗公民館	葉栗北小学校
葉栗商工発展会	葉栗中学校
葉栗連区老人クラブ連合会	葉栗小学校PTA
葉栗連区防犯委員会	葉栗北小学校PTA
葉栗連区交通安全会	葉栗中学校PTA
葉栗北部消防団	葉栗連区学校外活動推進委員会
葉栗南部消防団	葉栗連区遺族会
葉栗連区防災推進協議会	葉栗連区保護司会
葉栗連区自主防災会連絡協議会	一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会葉栗支部
葉栗連区資源回収推進協議会	葉栗児童館
葉栗連区廃棄物減量等推進員会	葉栗北児童クラブ
人権擁護委員	葉栗防犯パトロール隊
光明寺サクラを守る会	

合計 31 の各種団体